

平成17年9月30日

規則第89号

(趣旨)

第1条 この規則は、熊本市余熱利用施設条例（昭和55年条例第13号。以下「条例」という。）の施行について必要な事項を定めるものとする。

(使用手続)

第2条 次の各号に掲げる施設の使用の許可は、当該施設の使用料を支払った者に対し、それぞれ当該各号に定める入場券等の交付をすることにより行う。

(1) 三山荘 三山荘入場券（様式第1号）

(2) 西部交流センターの浴室、大広間、交流室及び談話室（以下「西部交流センターの浴室等」という。） 西部交流センター浴室等使用券（様式第2号）

2 前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる施設の使用の許可を、それぞれ当該各号に定める者に対し行う場合にあっては、同項各号に定める入場券等の交付を要しない。

(1) 三山荘 高校生以上の者以外の者及び三山荘の使用料の減免を受けた者

(2) 西部交流センターの浴室等 満3歳未満の者及び西部交流センターの浴室等の使用料の減免を受けた者

(平19規則39・追加、平29規則65・一部改正)

第3条 東部交流センターの施設及び附属設備（以下「東部交流センターの施設等」という。）又は西部交流センターの多目的室及び研修室並びに附属設備（以下「西部交流センターの多目的室等」という。）の使用の許可を受けようとする者は、使用許可申請書を市長に提出しなければならない。

2 前項の申請書の受付は、使用日の属する月前2月から行う。ただし、市長が特に必要があると認めたときは、この限りでない。

3 市長は、第1項の申請書を審査し、東部交流センターの施設等又は西部交流センターの多目的室等の使用を許可したときは、使用許可書を当該申請者に交付するものとする。

4 前3項の規定にかかわらず、インターネット又は街頭端末機を利用する方法（以下「公共施設予約システム」という。）による第1項に規定する使用の申請及びそ

の許可については、別に定める。

(平 1 9 規則 3 9 ・ 追加、平 2 9 規則 6 5 ・ 令 7 規則 6 4 ・ 一部改正)

(使用中止の届出及び使用許可の変更等)

第 4 条 東部交流センターの施設等又は西部交流センターの多目的室等の使用の許可を受けた者（以下「センター使用者」という。）は、使用開始前に使用を取りやめたときは使用中止届を、使用の許可に係る事項を変更しようとするときは使用許可変更申請書を、それぞれ市長に提出しなければならない。

2 前項の中止届及び変更申請書（使用の延長及び追加使用に係るものを除く。）は、使用の日の前日までに提出しなければならない。

3 市長は、センター使用者が条例第 4 条第 4 項の規定に該当すると認めるときは使用許可取消（停止）通知書を、第 1 項の変更申請書を審査し変更を適当と認めるときは使用変更許可書を、それぞれセンター使用者に交付するものとする。

4 第 1 項及び前項の規定にかかわらず、公共施設予約システムによる使用の許可に係る中止の届出及び変更の申請については、別に定める。

(平 1 9 規則 3 9 ・ 追加、平 2 9 規則 6 5 ・ 令 7 規則 6 4 ・ 一部改正)

(附属設備の使用料)

第 5 条 次の各号に掲げる余熱利用施設の附属設備の使用料は、それぞれ当該各号に定めるとおりとする。

(1) 東部交流センター 別表第 1 に掲げる使用料

(2) 西部交流センター 別表第 2 に掲げる使用料

(平 2 9 規則 6 5 ・ 全改)

(使用料の納付)

第 6 条 センター使用者は、使用の許可の際に使用料の全額を納付しなければならない。ただし、市長が特に認めたときは、この限りでない。

2 前項の規定にかかわらず、公共施設予約システムによる使用の許可を受けた場合にあっては、別に定めるところにより、当該使用の日の属する月の翌月末日までに使用料を納付しなければならない。

(平 1 9 規則 3 9 ・ 追加、平 2 2 規則 1 0 2 ・ 平 2 9 規則 6 5 ・ 令 7 規則 6 4 ・ 一部改正)

(使用料の還付)

第7条 条例第6条ただし書の規定により東部交流センターの施設等又は西部交流センターの多目的室等の使用料の還付を受けようとする者は、使用料還付申請書を市長に提出しなければならない。

2 還付を受けられる使用料の額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるところによる。

(1) 条例第6条第1号又は第2号に該当するとき 既納使用料の全額

(2) 条例第6条第3号に該当するとき 既納使用料額から使用料の5割に相当する額を控除した額

(平19規則39・追加、平29規則65・一部改正)

(開館時間)

第8条 余熱利用施設の開館時間は、次の各号に掲げる余熱利用施設の区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるとおりとする。ただし、市長が必要と認めるときは、これを変更することができる。

(1) 三山荘 午前10時から午後4時30分まで

(2) 東部交流センター 午前9時から午後10時まで

(3) 西部交流センター 午前9時から午後10時まで

2 条例別表第2及び条例別表第3の使用時間区分には、準備、練習、物品の搬入等の使用に必要な一切の時間を含むものとする。

3 東部交流センターの施設等及び西部交流センターの多目的室等は、3日を超えて引き続き使用することはできない。ただし、市長が特に必要と認めるときは、この限りでない。

(平19規則39・追加、平22規則102・平29規則65・一部改正)

(休館日)

第9条 余熱利用施設の休館日は、次のとおりとする。ただし、市長が必要と認めるときは、これを変更し、又は臨時に休館日を設けることができる。

(1) 次に掲げる余熱利用施設の区分に応じ、それぞれ次に定める日

ア 三山荘 毎週月曜日

イ 東部交流センター 毎週火曜日（当該火曜日が休日（国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日をいう。以下同じ。）に当たるときは、その日後においてその日に最も近い休日でない日）

ウ 西部交流センター 毎週水曜日（当該水曜日が休日に当たるときは、その日
後においてその日に最も近い休日でない日）

(2) 年末年始（１２月２９日から翌年の１月３日まで）

（平１９規則３９・追加、平２９規則６５・一部改正）

（特別な設備の許可）

第10条 条例第８条ただし書の規定により使用者が施設に特別な設備をしようとする
ときは、施設特別設備許可申請書を市長に提出しなければならない。

２ 市長は、前項の規定による申請について適当と認めたときは、施設特別設備許可
書を使用者に交付するものとする。

（平１９規則３９・追加、平２９規則６５・一部改正）

（毀損滅失届）

第11条 使用者は、施設又は附属設備を毀損し、又は滅失したときは、施設毀損（滅
失）届を市長に提出しなければならない。

（平１９規則３９・追加、平２５規則３３・平２９規則６５・一部改正）

（使用者の遵守事項）

第12条 使用者は、次に掲げる事項を守らなければならない。

- (1) 入場者の秩序を維持するため必要な場合は、整理員を置くこと。
- (2) 収容人員は、使用施設の定員を超えないこと。
- (3) 所定の場所以外で飲食し、喫煙し、又は火気を使用しないこと。
- (4) 許可を受けた場合を除き、施設内で物品を展示し、販売し、又はこれらに類す
る行為をしないこと。
- (5) 使用の許可を受けない施設及び附属設備を使用しないこと。
- (6) 他人に危害を及ぼし、若しくは迷惑となる物品又は動物類（身体障害者補助犬
を除く。）を携帯しないこと。
- (7) 条例第７条の規定により施設への立入りを禁止された者の立入りを拒否し、又
は同条の規定により施設からの退去を命じられた者を退去させること。
- (8) 使用開始前に施設の職員との打合せを十分に行うこと。

（平１９規則３９・追加、平２９規則６５・一部改正）

（地域の団体の基準）

第13条 条例第１２条第１号に規定する規則で定める基準は、次のとおりとする。

- (1) 三山荘の存する地域及びその周辺で別に定める基準に該当する地域において組織されている町内自治会等の代表者等で構成されていること。
- (2) 当該団体の役員として、会長、副会長、会計及び監事を設けていること。
- (3) 当該団体の目的、組織、運営等を明らかにした会則、規約その他の書類を有していること。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が別に定める基準
(平19規則39・旧第2条繰下・一部改正、平22規則102・一部改正)
(法人その他の団体の基準)

第14条 条例第12条第2号及び第3号に規定する規則で定める基準は、市長が別に定める。

(平19規則39・追加、平29規則65・一部改正)
(指定申請書に添付する書類)

第15条 条例第13条第1項に規定する規則で定める書類は、次のとおりとする。

- (1) 収支予算書
- (2) 当該団体の目的、組織、運営等を明らかにした会則、規約その他の書類
- (3) 当該団体の概要及び活動状況を記載した書類
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

2 条例第14条第1項に規定する規則で定める書類は、次のとおりとする。

- (1) 収支予算書
- (2) 当該団体の定款又は寄附行為の写し及び登記事項証明書(法人以外の団体にあつては、当該団体の目的、組織、運営等を明らかにした会則、規約その他の書類)
- (3) 当該団体の前事業年度の貸借対照表、損益計算書、利益処分に関する書類及び財産目録(これらの書類を作成する義務がないものにあつては、これらに類する書類)
- (4) 市税滞納有無調査承諾書
- (5) 都道府県労働局等が発行する労働保険料に係る納付証明書
- (6) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

(平19規則39・旧第3条繰下・一部改正、平22規則102・一部改正)
(条例第16条第1号に規定する規則で定めるもの)

第16条 条例第16条第1号に規定する規則で定めるものは、熊本市公共施設予約シ

システムとする。

(平 2 2 規則 1 0 2 ・ 追加、令 3 規則 4 0 ・ 令 7 規則 6 4 ・ 一部改正)

(協定に定める事項)

第17条 条例第 1 7 条第 2 項に規定する協定に定める事項は、次のとおりとする。

- (1) 指定期間に関する事項
- (2) 管理業務の内容に関する事項
- (3) 事業計画に関する事項
- (4) 開館時間及び休館日に関する事項
- (5) 管理業務及び経理状況の報告等に関する事項
- (6) 事業報告書に関する事項
- (7) 本市が支払うべき管理に係る費用に関する事項
- (8) 指定の取消し及び管理業務の停止に関する事項
- (9) 管理業務を行うに当たって保有する個人情報の保護に関する事項
- (10) 事故及び損害の賠償に関する事項
- (11) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

(平 1 9 規則 3 9 ・ 旧第 4 条繰下 ・ 一部改正、平 2 2 規則 1 0 2 ・ 旧第 1 6 条繰下 ・ 一部改正)

(書類の様式等)

第18条 この規則の規定により使用する書類（第 1 5 条に規定するものを除く。）に記載すべき事項及びその様式は、市長が別に定めるところによる。ただし、余熱利用施設の管理を指定管理者に行わせる場合において指定管理者に提出し、又は指定管理者が交付する書類に記載すべき事項及びその様式は、指定管理者が市長の承認を得て別に定めるところによる。

2 前項の様式のうち市民が作成する書類に係るものは、市のホームページへの掲載その他の方法により公表するものとする。

(平 2 9 規則 6 5 ・ 追加、令 7 規則 6 4 ・ 一部改正)

(雑則)

第19条 この規則に定めるもののほか、この規則の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

(平 1 9 規則 3 9 ・ 旧第 5 条繰下、平 2 2 規則 1 0 2 ・ 旧第 1 7 条繰下 ・ 一

部改正、平 2 9 規則 6 5 ・旧第 1 8 条繰下)

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成 1 9 年 3 月 3 0 日規則第 3 9 号）

- 1 この規則は、熊本市余熱利用施設条例の一部を改正する条例（平成 1 9 年条例第 3 8 号）の施行の日から施行する。ただし、第 5 条を第 1 7 条とする改正規定、第 4 条を第 1 6 条とする改正規定、第 3 条を第 1 5 条とする改正規定、第 2 条を第 1 3 条とする改正規定及び第 1 条の次に 1 1 条を加える改正規定（第 2 条、第 8 条第 1 項（三山荘の開館時間に係るものに限る。）、第 9 条（三山荘の休館日に係るものに限る。）、第 1 0 条、第 1 1 条及び第 1 2 条に係る部分に限る。）並びに別表の次に 1 1 様式を加える改正規定（様式第 1 号、様式第 9 号、様式第 1 0 号及び様式第 1 1 号に係る部分に限る。）は、平成 1 9 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 東部交流センターの指定管理者の指定に関する手続は、この規則の施行の日前においても行うことができる。

附 則（平成 2 2 年 1 0 月 6 日規則第 1 0 2 号）

この規則は、平成 2 2 年 1 2 月 1 日から施行する。

附 則（平成 2 5 年 3 月 2 9 日規則第 3 3 号）

- 1 この規則は、平成 2 5 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この規則の施行の日前において、この規則による改正前の熊本市余熱利用施設条例施行規則の規定に基づき作成された用紙は、当分の間、必要な調整をして使用することができる。

附 則（平成 2 9 年 1 1 月 6 日規則第 6 5 号）

- 1 この規則は、平成 3 0 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この規則の施行の日前において、この規則による改正前の熊本市余熱利用施設条例施行規則の規定に基づき作成された用紙は、当分の間、必要な調整をして使用することができる。

附 則（平成 3 0 年 3 月 1 9 日規則第 6 号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（令和 3 年 5 月 6 日規則第 4 0 号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（令和7年9月25日規則第64号）

この規則は、公布の日から施行する。ただし、別表第1の改正規定は、令和8年4月1日から施行する。

別表第1（第5条関係）

（平19規則39・追加、平25規則33・一部改正、平29規則65・旧

別表・一部改正、令7規則64・一部改正）

東部交流センターの附属設備使用料

種目	品名	単位	1回の使用料
音響機器 類	音響ポータブルセット	1セット	1,000円
	ダイナミックマイク	1本	500円
	ハンド型ワイヤレスマイク	1本	1,000円
	ツーピース型ワイヤレスマイク	1本	1,000円
	DVD・ブルーレイディスクプレーヤー	1台	1,000円
映像機器 類	液晶プロジェクター（スクリーンを含む。）	1台	2,000円
大道具そ の他の器 具類	演台（花台を含む。）	1セット	500円
	ポータブルステージ	1台	500円

備考 使用の回数は、条例別表第2(1)東部交流センター使用料の表の使用時間区分の1区分の使用を1回として計算する。

別表第2（第5条関係）

（平29規則65・追加）

西部交流センターの附属設備使用料

種目	品名	単位	1回の使用料
音響機器 類	音響ポータブルセット	1セット	1,000円
	ハンド型ワイヤレスマイク	1本	1,000円
	DVD・ブルーレイディスクプレーヤー	1台	1,000円
映像機器	簡易液晶プロジェクター	1台	2,000円

類			
大道具その 他の器 具類	演台（花台を含む。）	1セット	500円

備考 使用の回数は、条例別表第3(2)多目的室及び研修室使用料の表の使用時間区
分の1区分の使用を1回として計算する。

様式第1号(第2条関係)

↑ 48 mm ↓	No	No
	三山莊	三山莊
	入場券控	入場券
	¥	¥

← 63mm →

→ 72mm ←

備考 券面には、条例別表第1に掲げる使用者の区分及び当該区分に応じた使用料の額を記載するものとする。

様式第2号(第2条関係)

48 ミ リ メ ー ト ル	西部交流センター浴室等 使用券控	西部交流センター浴室等 使用券
	円	円

57.5ミリメートル

備考 券面には、条例別表第3(1)浴室等使用料の表に掲げる使用者の区分及び当該区分に応じた使用料の額を記載するものとする。

様式第1号（第2条関係）

（平29規則65・全改）

様式第2号（第2条関係）

（平29規則65・全改、平30規則6・一部改正）